

第3次富里市地域福祉計画

【概要版】

地域でつながり守りあう、
人にやさしく元気で暮らせるまち

令和4年度～令和8年度



基本目標 1
ふれあい・支え合いが
実践できる環境づくり

基本目標 2
安全・安心・健康に暮らせる
環境づくり

基本目標 3
福祉サービスの充実

基本目標 4
地域福祉推進体制の強化

富里市

I 計画の位置付け

1 策定の趣旨

富里市では、国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による地域課題に対応するために、平成 24 年度からの「第 1 次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとして、平成 29 年度に続く「第 2 次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、市民や団体が主体的に福祉に取り組み支え合う福祉のまちづくりを推進してきました。

この「第 2 次富里市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が、令和 3 年度に計画年度が終了することを受け、支援の必要な一人暮らしの高齢者世帯、高齢者の孤立死、ひきこもり問題、ひとり親世帯の困窮、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大など多様化する近年の様々な課題に対応し、より一層の福祉のまちづくりを推進すべく、この「第 3 次富里市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の法的根拠

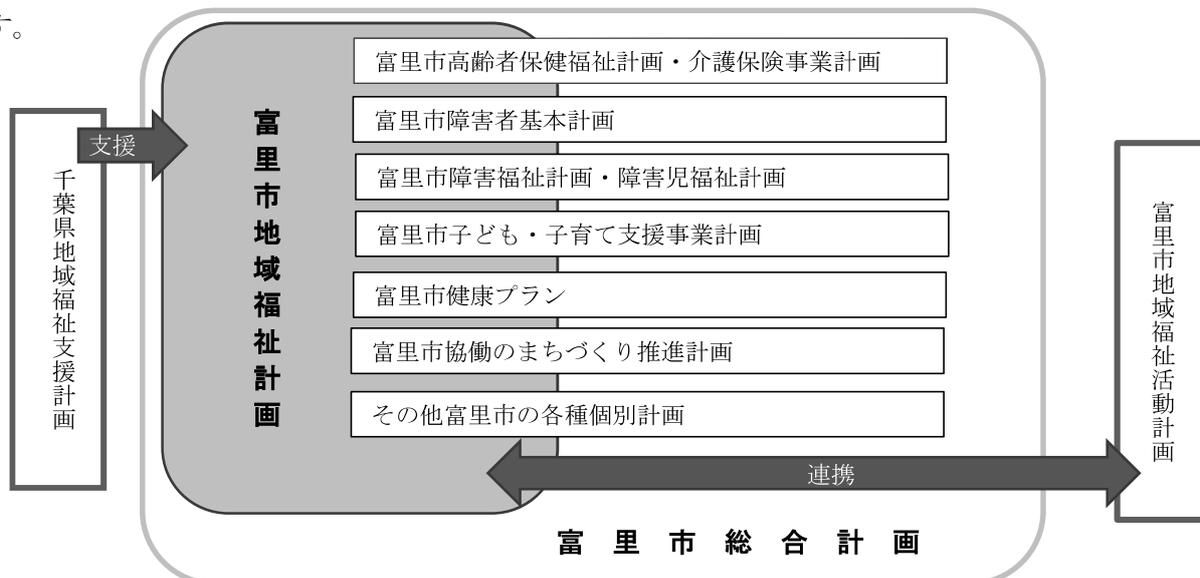
富里市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。平成 30 年 4 月に社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

3 計画の期間

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
第 1 次地域福祉計画					第 2 次地域福祉計画					第 3 次地域福祉計画					

4 計画の性格

本計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」としての法的位置付けがあることから、「富里市総合計画」に盛り込まれた福祉関連施策について、他の個別計画との整合性を図り、分野横断的・一体的に推進していきます。



II 基本理念と基本目標

★ 基本理念

「地域でつながり守りあう、人にやさしく元気で暮らせるまち」

近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、分野にとらわれず、あらゆる人の連携、協働が求められています。

また、実施したアンケート調査からも、地域や異なる世代の交流が減っているとの意見が多く見られます。

このことから、その重要な連携、協働、交流をつながりという言葉で表しています。

市民、関係機関、団体など富里市に関わるみんなが地域の中でのふれあいを通して、人と人との「つながり」を育みながら、互いに助け合うことにより、誰もが安心できる愛着の持てる富里市をつくりあげていきます。

この方向性を踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、施策の推進に取り組みます。

★ 基本目標

1 ふれあい・支え合いが実践できる環境づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人や活動団体などのつながりを推進し、既存の施設を有効利用し、お互いに地域でふれあい、支え合い、助け合う仕組みづくりを進めます。

2 安全・安心・健康に暮らせる環境づくり

防災・防犯対策を通じた地域のつながりの強化、ユニバーサルデザインによるまちづくり健康づくり、生きがいづくり、保健・医療体制など、誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう環境づくりを進めます。

3 福祉サービスの充実

複雑化、複合化する福祉ニーズに対応できるよう各分野がつながりを意識しながら、包括的な相談支援体制の充実を図ります。また、支援などが必要になっても、地域において誰もが暮らせるよう、福祉サービスの確保・整備に努めます。

4 地域福祉推進体制の強化

福祉に対する意識の向上を図るとともに、富里市社会福祉協議会及び地域活動団体等の関係機関同士のつながりを強化し、人材育成をはじめ、福祉分野の体制の充実に努めます。



Ⅲ 施策の展開

基本目標 1 ふれあい・支え合いが実践できる環境づくり

1 地域福祉活動の推進



施策の内容

近所付き合いが希薄になっていることに対して、地域のつながりを回復するため、挨拶などを励行し、身近な隣近所との日常的なつながりを深める取組から、自治会への加入促進によるコミュニティの推進、さらに、福祉の支援を必要とする人への「見守り・声かけ・支え合い」の推進を図ります。

また、様々な団体が地域福祉活動を行っていますが、各団体が活動していく中で、役員の高齢化や後継者不足が課題となっています。地域活動に参加したいという希望がある市民と各団体とがつながる活動を推進します。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none">積極的に地区の行事に参加します。日ごろから、隣近所の人との挨拶を心がけ交流を持ちます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">イベントなど住民が地域でつながるきっかけをつくります。福祉事業所や団体は、地区の話し合いに参加し、専門的な助言と支援を行います。地域での活動を積極的に進めます。
市	<ul style="list-style-type: none">自治会活動など、支え合い・助け合い活動を支援します。ボランティア等の推進を図り、活動を支援する体制を整えます。

施策の事業

① 自治会の活性化・ボランティア活動等の推進	
<ul style="list-style-type: none">若者プロジェクトチームの活動支援市民活動サポートセンター機能の強化ボランティアセンターへの活動支援青少年相談員に対する活動支援	<ul style="list-style-type: none">地域づくり協議会のネットワークの活性化区・自治会等の活性化小域地域福祉フォーラムの設置支援学校における福祉教育の充実
② 支援を必要とする人の把握・対応	
<ul style="list-style-type: none">高齢者見守りネットワークの充実民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none">認知症サポーター養成事業の充実



2 地域交流の場所づくり



施策の内容

地域の居場所づくりは、世代間交流、地域住民のネットワークづくり、ボランティアの育成や活動の活性化等、様々な効果があります。子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での場づくりを支援します。また、公共施設や地域内の施設等の有効活用を検討し、地域の特徴に応じた地域交流の場所づくりを推進します。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none">・自ら進んで、仲間づくりや各種活動へ参加します。・交流の場で知り合った人とつながりの輪を広げます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">・地区の集会施設を利用し、集える場をつくります。・地域でのイベントの周知を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none">・イベントの開催や支援を行い、交流できる場所づくりを推進します。・地区の集会施設等、地域内の資源をいかした身近な交流の場づくりを支援します。・公共施設の有効利用を促進します。

施策の事業

① 交流イベント・研修等
<ul style="list-style-type: none">・とみさと市民活動フェスタの開催、地域のイベント情報の提供・コミセンまつり、中部ふれあいセンターまつりの開催支援・障害者フェスティバルの実施・子育て交流会の支援・高齢者地域コミュニティ形成事業の実施・スイカロードレース大会の実施・ゴミゼロ運動の実施・各種イベント・まつりの実施
② 既存施設の有効活用
<ul style="list-style-type: none">・既存公共施設の有効活用・放課後子ども教室の実施・地域集会施設の整備支援

基本目標 2 安全・安心・健康に暮らせる環境づくり

1 防災・防犯体制の充実



施策の内容

大規模災害については、地球温暖化の影響による異常気象により、令和元年の台風第 15 号等の災害に見られるように身近な問題となっています。災害時の「避難行動要支援者名簿」の更新や避難訓練等の防災対策を図っていきます。

自主防災組織等の活動支援を行い、地域の防犯体制の強化、登下校時の子どもの見守り体制の充実を図ります。犯罪者の再犯防止のために活動を行う保護司等の更生団体について、市民に周知を行います。



施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での防災・防犯活動に積極的に参加します。 ・家族人数×3日間分の飲食物を用意するようにします。 ・家庭でいざというときの集合場所を打ち合わせておきます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の把握を行い、地域の協力体制を確立します。 ・商店・企業等は、通学児童への声かけや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者名簿を作成し、必要な支援体制づくりを推進します。 ・自主防犯活動を推進するとともに、各種団体の安全に関する情報を調整します。 ・再犯防止に向けた活動の支援を行います。

施策の事業

① 災害時における対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・災害ボランティアセンターへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の指定整備 ・防災訓練の実施
② 防犯体制の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯体制の強化 ・防犯に関する普及活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全確保の実施
③ 再犯防止の活動支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・更生団体への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の実施

2 生活環境の整備



施策の内容

公共施設を中心に高齢者や障害のある人、乳幼児とその保護者など、外出に支援を必要とする人にとって、障害となっている箇所のバリアフリー化に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。

市民の交通利便性を図り、外出しやすい環境に取り組みます。また、デマンド交通の充実を図り、移動手段の確保に取り組んでいきます。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中のバリアフリー化について理解を深めます。 ・道路に私有物が出ないようにします。 ・家族などの理解と協力により、移動手段を自ら確保します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場でのマナー向上を呼びかけます。 ・地域内のバリアフリー化が必要な部分について、地域で何ができるか話し合います。 ・ボランティア活動により移動に困っている人を支えます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・安全な道路整備に努めます。 ・高齢者、障害のある人等の移動手段の確保に努めます。 ・公共交通の利便性を高めます。



施策の事業

① バリアフリー化の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域集会施設の整備支援【再掲】 ・公共施設等のバリアフリー化の推進 ・住宅改修費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等のバリアフリー化の推進 ・道路・交通安全施設の整備
② 移動・交通の利便性の向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段、交通の利便性の確保 ・福祉カー（スロープ付き車両）の貸出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・移送サービス事業の実施 ・重度心身障害者に対するタクシー利用料の助成

3 健康づくりの推進



施策の内容

健康でいきいきと自立した生活を送るために、ひとり一人が自らの健康づくりに取り組み、自分らしく健やかに暮らすための取組を推進していきます。

また、地域とのつながりを持ちながら、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

感染症の予防に関しては、必要な情報を適切に周知します。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの健康に関心を持ち、各種健診の受診や健康づくりに関する取組に積極的に参加します。 ・感染症の予防を心掛けます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や体操など健康づくりにつながる活動を地域で行います。 ・福祉事業所等は、介護予防などのサービスの提供に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命を延伸し、健やかに暮らすために、市民ひとり一人が取り組めるような生活習慣病予防や介護予防のための運動等の情報や講座を提供していきます。 ・メンタルヘルスや感染予防について、周知啓発を行います。

施策の事業

① 健康づくり事業の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な健康づくりの推進 ・自殺予防の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくりの推進 ・感染症予防のための普及啓発
② 介護予防・健康体操	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の普及啓発 ・健康づくりのための運動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策の推進



4 生きがいがづくりの推進



施策の内容

ひとり暮らしの高齢者等を孤立化させないために、日頃から、地域での交流や社会参加等の人とのつながりにより、よりいきいきと暮らし続けられる生きがいがづくりを推進します。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に講座やイベントなどへ参加します。 地域活動やボランティアに参加します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動や市民活動を積極的に周知していきます。 各種活動団体は、参加する市民が増えるよう努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> サポートセンターなどの機能を充実させます。 幅広い層に向けたイベント、各種大会の充実に努めます。

施策の事業

① 社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> とみさと協働塾の開催 生涯学習機会の充実 市民活動サポートセンター機能の強化【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> とみさとふえあい講座の実施 ボランティアセンターへの活動支援【再掲】
② スポーツの支援	<ul style="list-style-type: none"> 既存公共施設の有効活用【再掲】 スポーツ団体の育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> パラスポーツの普及啓発 各種教室・大会の開催

基本目標 3 福祉サービスの充実

1 包括的相談支援体制の構築



施策の内容

子育て、介護、障害、生活困窮、さらには子育てと介護が同時に直面するダブルケアや高齢の親と引きこもりの子が同居する 8050 問題等、市民の生活の課題は複合化・複雑化しています。

様々な悩みや課題を抱える世帯が孤立することがないように、各相談機関のスムーズな連携で、必要な方に必要なサービスの提供の実現を目指し、包括的な相談支援体制を構築していきます。

施策の役割分担

主 体	役 割
市	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な相談支援体制を整えます。 関係各課の情報連携・支援の強化を推進します。



施策の事業

① 包括的相談支援体制の構築	
・身近な相談支援窓口の整備 ・ひきこもり対策の推進	・複合的相談に関する連携の推進
② 地域包括支援センターの活用	
・地域包括支援センターの機能強化	・認知症対策の推進【再掲】
③ 基幹相談支援センター等の活用	
・基幹相談支援センターの充実	・子どもの発達支援に関する事業の充実
④ 子育て世代包括支援センター等の活用	
・子育て世代包括支援センター事業の充実 ・ファミリーサポートセンター事業の充実	・子育て支援センターの充実 ・子ども家庭総合支援拠点の整備
⑤ 生活困窮者の自立支援	
・就労相談等の実施 ・生活保護の実施 ・きょうざん塾の実施	・住居確保給付金の支給 ・フードバンク事業との連携 ・就学援助制度の実施
⑥ 他の福祉関係機関との情報連携	
・児童相談所及び関係機関との情報連携 ・医療機関との情報連携	・DV相談支援機関との情報連携 ・福祉施設、事業所との情報連携

2 情報提供の充実



施策の内容

市民が必要なときに必要な福祉サービス等の情報を入手できるよう、様々な媒体を活用して総合的な情報提供を充実します。

また、受け手に合わせた情報手段を選択し、情報のバリアフリー化として市民の間の情報格差をなくすよう努めます。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	・日頃から自ら情報を得る手段を持つよう心掛けます。 ・市の配布物は目を通すとともに、家族での情報共有に努めます。
地 域	・集会の場でパンフレットを配布するなど、ボランティア・住民活動などの情報を広げ、地域で共有します。
市	・福祉情報を総合的に伝えるように努めます。 ・対象者に合わせた方法での情報提供に努めます。 ・SNSをはじめとした新しい媒体の活用を模索します。

施策の事業

① 広報・ホームページの活用	
・広報紙の充実	・ホームページの充実
② メール等の活用の推進	
・関連メール等活用の推進	・防災行政無線の活用



3 権利擁護の推進



施策の内容

認知症や障害等により、判断能力が不十分であると認められる人が増えており、消費生活、金銭の管理、住まいの確保や福祉サービスの利用が困難になる人も増えています。このような状況の改善策として成年後見制度の利用について周知啓発を行っていきます。

障害の有無・性別・国籍等をはじめとした違いを理解し、あらゆる差別の無い社会を目指して、人権意識醸成に向けた啓発活動に取り組みます。

また、児童虐待、高齢者虐待等社会的弱者に対する虐待を防止するため、引き続き周知啓発を行うとともに、発見された場合の対応については、速やかに対応できるよう関係機関との連携体制を強化していきます。

福祉活動のため様々な関係機関との連携により情報共有する場合には、プライバシーの権利を意識し、個人情報保護に関係する法令等に基づきその内容について厳守されるよう努めます。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの違いを認め合い、思いやりの心を持って行動します。 隣近所において、虐待が疑われる場合には、速やかに通報します。 家庭での会話を大切にし、特殊詐欺等の気付きにつなげます。 商品の契約で疑問を生じたら、消費者問題の窓口にご相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> 地域における防犯や消費者問題の情報を共有します。 サポートが必要と感じる人には、相談窓口を紹介します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護制度の普及啓発に努めます。 あらゆる差別の無い社会を目指して啓発活動に取り組みます。 新たな消費者問題の情報提供体制を整備し、消費者保護を推進します。 虐待防止に取り組む体制を整備し、わかりやすい相談窓口を目指します。

施策の事業

① 成年後見制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進事業
② 消費者保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 消費者行政の推進 消費生活相談の充実
③ 人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重のための周知啓発 男女共同参画の推進
④ 虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児に対する虐待の防止 家庭児童相談室の充実 障害者虐待防止の推進 高齢者虐待防止の推進
⑤ 個人情報保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正管理



基本目標 4 地域福祉推進体制の強化



1 民間の福祉団体等への連携・協力・支援

施策の内容

民間の福祉団体等と協力して、地域における既存の活動・仕組みを維持・充実させるとともに、定期的な情報共有及び連携強化を図る機会を設けるなどして、地域の課題を地域で支え合い、解決できる基盤を構築・発展させることを目指します。

施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の福祉団体等の活動に興味を持ちます。 ・家庭での会話を大切にします。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は、民間の福祉団体等に協力します。 ・企業等は、民間の福祉団体等と連携し、福祉サービス提供に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・連携がとれている民間の福祉団体等に対して、定期的な情報共有を行い連携を強化します。 ・民間の福祉団体等と連携強化して、複雑化した地域課題の解決に努めます。

施策の事業

① 社会福祉法人・NPO法人等との連携・協力・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・NPO法人との連携・協力・支援 ・民生委員・児童委員の活動支援【再掲】
② 富里市社会福祉協議会との連携・協力・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・富里市社会福祉協議会との連携・協力・支援



2 福祉意識の醸成

施策の内容

地域福祉の推進を図るには、高齢者や障害のある人に対する理解と思いやりの心を育むことや、どのようなことが地域福祉につながるのかということを理解することが重要です。

生涯にわたり、生活の場面において優しさを育み、地域への関心を深められるよう、講座やイベントを通して福祉への理解を広め、福祉体験の機会を増やすなど、様々な対象に向けた福祉教育を推進していきます。

また、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともに、その養成について支援していきます。人材発掘する中でも、若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。



施策の役割分担

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に講座やイベントなど学習の場へ参加します。 ・家庭での会話を大切にします。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は、地域での高齢者や障害のある人など、支援が必要とする人に関心を持つようにします。 ・企業等は、高齢者や障害のある人などに配慮したサービス提供に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する福祉教育の支援に努めます。 ・幅広い層に向けた福祉教育の充実に努めます。 ・福祉団体等のリーダー育成・養成について研修を行います。

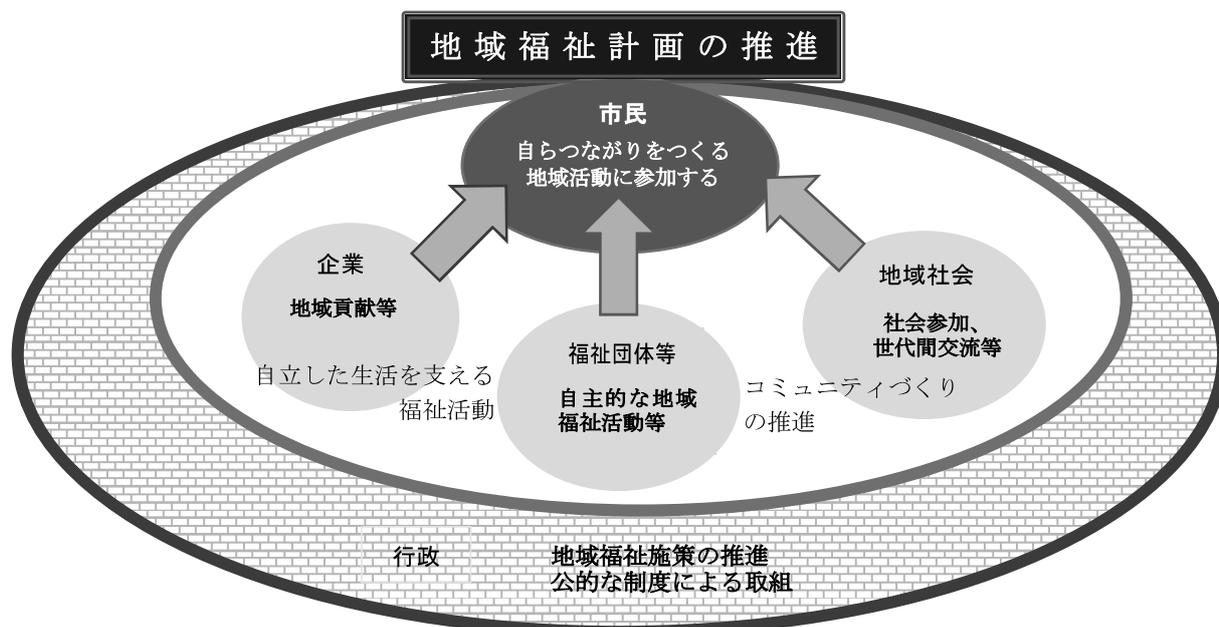
施策の事業

① 福祉教育の充実	
・学校における福祉教育の充実【再掲】	・市職員に対する福祉の研修事業の充実
② 地域リーダーの養成支援	
・とみさと協働塾の開催【再掲】	・若者プロジェクトチームの活動支援【再掲】
・民生委員・児童委員の活動支援【再掲】	
③ 地域福祉セミナーの実施	
・地域福祉セミナーの実施	



IV 計画の推進

1 推進体制



1 地域福祉推進の強化

市民が自ら積極的に地域福祉活動に取り組むことができるよう、区・自治会等への情報提供や交流の場を設けるとともに、地域福祉団体への支援及び活性化に引き続き取り組みます。

2 庁内の連携体制の強化

地域福祉施策の推進に当たっては、社会福祉課が中心となり、福祉分野での連携体制について定期的に確認するとともに、福祉分野以外の関連する分野との調整やつながり・連携・協力を積極的に図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

3 行政と民間団体である社会福祉協議会の連携強化

富里市における地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行い、実効性のある計画を目指します。

また、進捗管理における評価については、「富里市地域福祉審議会」において、その進捗状況を報告し、委員の意見や提言を求めています。

計画の評価を行うに当たり、相談件数や利用者数の定量的な数値による指標だけではなく、支援関係機関による連携が図れた具体的な事例を個人情報保護に配慮しながら、地域福祉計画の実績として取り上げていきます。





第3次富里市地域福祉計画【概要版】

富里市役所

健康福祉部社会福祉課厚生班

〒286-0292 富里市七栄652-1

電話

0476-93-4192

FAX

0476-93-2422

メール

fukushi@city.tomisato.lg.jp